

第1632回島根県教育委員会会議 会議録

日時	令和5年3月27日
自	13時30分
至	16時20分
場所	教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

— 公 開 —

(議決事項)

- 第41号 本庁係制及び定年引上げ制度の導入等に伴う島根県教育委員会規則等の一部改正について（総務課・学校企画課）
- 第42号 市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部改正について（総務課）
- 第43号 市町村立学校職員の旅費に関する条例施行規則の一部改正について（総務課）
- 第44号 市町村立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則の一部改正について（学校企画課）
- 第45号 島根県立高等学校通信教育規程の一部改正について（学校企画課・教育指導課）
- 第46号 教員免許更新制に関する規則の廃止について（学校企画課）
- 第47号 教育職員育成指標の改定及び研修履歴管理制度の運用方針について（学校企画課）
- 第48号 県立高校のスクール・ミッションについて（学校企画課）
- 第49号 博物館の登録に関する規則の一部改正について（文化財課）

—————以上原案のとおり議決

(報告事項)

- 第93号 島根県教育委員会障がい者活躍推進計画の改訂について（総務課）
- 第94号 島根県教育委員会優秀指導者表彰の受賞者について（総務課）
- 第95号 令和4年度末市町村立学校の廃止及び令和5年度市町村立学校の設置について（学校企画課）
- 第96号 令和5年度島根県公立高等学校入学者選抜の結果について（教育指導課）
- 第97号 令和5年度県立高等学校への学校運営協議会設置について（教育指導課）
- 第98号 令和5年度使用特別支援学校高等部用教科用図書採択結果について（特別支援教育課）
- 第99号 令和4年度島根県青少年芸術文化表彰（知事表彰・第2期分）について（社会教育課）

第100号 令和4年度島根県児童生徒学芸顕彰（教育長顕彰・第2期分）について（社会教育課）

—————以上原案のとおり了承

—非公開—

（議決事項）

第50号 令和6年度島根県公立学校教員採用候補者「一般選考試験」の実施について（学校企画課）

第51号 令和5年度島根県教科用図書選定審議会委員の選任及び諮問について（教育指導課・特別支援教育課）

第52号 令和5年度教育委員会事務局等職員（管理職）の人事異動（事務職員等関連分）について（総務課）

—————以上原案のとおり議決

（報告事項）

第101号 令和5年度教育委員会事務局等職員定期人事異動（事務職員等関連分）について（総務課）

第102号 令和5年春の叙勲内示について（総務課・保健体育課）

—————以上原案のとおり了承

II 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】
野津教育長 池田委員 朋澤委員 河上委員 原田委員 生越委員

2 欠席者
なし

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

石原副教育長	全議題
柿本教育監	全議題
中澤教育次長	公開議題
佐藤参事（教育指導課長事務取扱）	公開議題、議決第51号
森山参事	公開議題
村本教育センター所長	公開議題
小畑総務課長	全議題
瀧総務課調整監	公開議題
足立総務課調整監	公開議題
幸村教育施設課長	公開議題
大野学校企画課長	公開議題、議決第50号
中西県立学校改革推進室長	公開議題
中村地域教育推進室長	公開議題
野津子ども安全支援室長	公開議題
妹尾特別支援教育課長	公開議題、議決第51号
徳永保健体育課長	公開議題、報告第102号
野々内社会教育課長	公開議題
石原人権同和教育課長	公開議題
中島文化財課長	公開議題
角田古代文化センター長	公開議題
舟木福利課長	公開議題
岡教育センター教育企画部長	議決第47号～49号、報告第93号～100号

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

福井総務課長代理	全議題
佐々木総務課人事法令グループリーダー	全議題
恩田総務課主任	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

野津教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	9件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	8件
	その他事項	0件
非公開	議決事項	3件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	2件
	その他事項	0件
署名委員	原田 委員	

— 公 開 —

議決第 41 号 本庁係制及び定年引上げ制度の導入等に伴う島根県教育委員会規則等の一部改正について（総務課・学校企画課）

○小畑総務課長 1 の 1 ページをお願いする

1 改正理由であるが、令和 5 年度からの本庁係制及び定年引上げ制度等の導入などに伴い、関係する規則等について所要の改正を行う必要がある。なお、本庁係制及び定年引上げ制度等については、これまでもこの会議で御説明してきているので、改めての詳細な説明は割愛するが、改めて、主なポイントを 4 参考にまとめている。

2 改正する規則等の名称及び内容については、1 の 2 ページの A 3 横版別紙を御覧いただきたい。今回改正する関係規則等は計 9 本となる。表の真ん中辺りの本庁係制の導入に伴う改正及び定年引上げ制度等の導入に伴う改正の欄に丸印とその横に記載する内容が該当する規則等及び改正内容となる。番号で追うと、1 番及び 3 番から 5 番の計 4 本が本庁係制導入に伴うもの、1 番及び 2 番、並びに 5 番から 9 番の計 7 本が定年引上げ制度等導入に伴うものとなる。

時間に限りもあるので、それぞれの規則等の改正内容についての詳細は割愛するが、この一覧表上の改正内容に基づき、簡単にまとめて御説明すると、まず、本庁係制の導入に伴うものでは、現行の組織名や職名を改める、または一部職を新設する改正となっており、一方、定年引上げ制度等の導入に伴うものでは、1 番、7 番、8 番のように引用条項の変更と軽微な改正のほか、5 番、6 番のように導入する制度に合う任免の発令内容に改正するものなどとなっている。

また、右から 2 列目のその他の欄に記載のとおり、3 番の島根県教育庁等組織規則においては、その他の改正として、所掌事務の整理や附属機関の規定に係る引用条項の変更なども併せて行うこととしている。1 の 3 ページから 1 の 34 ページまでは、今まとめて御説明した規則等の改正に係る新旧対照表などとなっている。

1 の 1 ページへお戻りいただきたい。3 施行期日であるが、これら全ての改正について、令和 5 年 4 月 1 日を考えている。

———原案のとおり議決

議決第 42 号 市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部改正について（総務課）

○小畑総務課長 2 の 1 ページをお願いする。

1 改正する規則名であるが、市町村立学校の教職員の給与に関する規則となる。

2 改正内容は（１）から（３）の３点である。

まず、（１）学校事務職員（経験者）採用選考試験実施に伴う初任給に係る規定の改正である。令和４年度から新たに実施された経験者試験の合格者の初任給を決めるに当たり、任用する職務の給与を行政職２級以上として採用することに伴う規定の改正となる。改正に当たっては、知事部局で既に実施している経験者試験の合格者との均衡を図りつつ初任給が決定できるよう、必要な規定を整備することとし、その内容はアからウの３項目となる。

アは経験者試験の合格者の初任給を計算するに当たり、高校または大学卒業後から採用されるまでの間の経験年数を加算調整する規定を追加するものである。イは在職者との均衡を図るため、昇格に必要となる経験年数を短縮する規定を追加するものである。この改正により経験者試験の合格者の初任給の号給が高くなり、在職者の給料の水準と合格者の初任給との差を縮めるということになる。ウは経験者試験の合格者の初任給の号給を定める規定を追加するものである。なお、別に定めるとは教育長通知で規定することを指している。

次に、（２）管理職手当区分の見直しに伴う改正である。これは前回、３月10日のこの会議で協議いただき、方向性等について了解いただいたところである。本日は関係規則の改正についてお諮りする。

資料にはないが、管理職手当の区分見直しについては、まず学級数で判断し、次に、学級数以外の困難性要件として、日本語指導が必要な児童生徒数であるとか、特別支援学級数もしくはその対象児童生徒数であるとか、教職員数などを指標に判定している。こうした基準に基づいて令和５年度の区分見直しについて整理したところ、資料の表のとおり、３種については新たに指定する学校はなし、４種については、現在５種である島田小、久手小、津和野小、浜田二中が基準学級数を上回る見込みをもって区分を４種とし、また、現在３種である平田中は基準学級数を下回る見込みをもって４種としている。次に、現在４種である広瀬小、朝陽小、出東小については、来年度の見込み学級数が４種の基準学級数を下回る見込みをもって５種の区分としている。なお、表の下の（参考）のとおり、手当区分の見直しにより現在の手当区分より下がった場合は、支給対象者がその学校に在職する間は見直し前の手当額を支給することとしている。

次に、（３）へき地学校等の統廃合に伴う規定の改正である。へき地手当を支給してい

るへき地学校等のうち、特別の地域に所在する学校表に定めている大田市立池田小学校を削るものである。これは大田市が所管する大田市立学校設置に関する条例の一部が改正され、令和5年3月31日に池田小学校と川合小学校を廃止し、現在の川合小学校の場所に新たに川合小学校を設置することに伴うものである。

改正の内容は以上である。

3 施行期日については令和5年4月1日を考えている。

なお、2の2ページから2の5ページは改正内容の(1)に関して、また、2の6ページ及び2の7ページは改正内容の(2)及び(3)に関して、それぞれの新旧対照表となっている。また、(1)から(3)の3点は並行して人事委員会へ諮り、3月24日に了解が得られていることを申し添える。

———原案のとおり議決

議決第43号 市町村立学校職員の旅費に関する条例施行規則の一部改正について（総務課）

○小畑総務課長 3の1ページをお願いする。

1 改正する規則名は、市町村立学校職員の旅費に関する条例施行規則である。

2 改正理由であるが、県庁内部の事務に係る押印廃止については、全庁共通の行政手続における押印等の見直し方針に基づき、令和3年度末までをめどに検討を行うこととされていた。その流れに合わせて、市町村立学校教職員の旅費関係様式についても押印廃止の検討を進めていたが、旅行命令や報告といった服務にも関係することから、服務監督権を有する市町村教育委員会の意見を踏まえ検討する必要があると考え、本年度、改正案について市町村教育委員会へ意見照会を行ったところ、特に意見がなかったことから、県が考える改正案で進めることとしたところである。

3 改正内容であるが、規則に定める様式のうち、旅行命令簿の旅行者確認印を除き、全ての押印欄を削除するものである。

4 施行期日については、令和5年4月1日を考えている。

なお、3の2ページから3の9ページは従来の様式に見え消しの形で改正の内容を表したものとなっている。

———原案のとおり議決

議決第 44 号 市町村立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則の一部改正について（学校企画課）

○大野学校企画課長 資料 4 の 1 ページをお願いします。

1 番に改正理由を記載しているが、市町村立学校の会計年度任用職員の期末手当の支給基準について、県の会計年度任用職員の取扱いに合わせて改正を行うこととしている。

改正内容を 2 番にまとめているが、少し複雑になっているので、最初に、4 の 3 ページのところに制度概要、主な変更点をまとめているので、こちらを御覧いただきたいと思う。

4 の 3 ページの 1 番に支給対象者について記載をしている。条例の中では、任期の定めが 6 月以上の職員、これが原則的な対象者と定めつつ、規則においてそれに準ずる者を定めることができるということになっている。現在、規則においては同一の職の任期更新によって任期が通算で 6 月以上となる職員が準ずる者として定められている。これを今回改正して、他の会計年度任用職員としての在職期間を含めて通算 6 月以上となれば、期末手当の支給に対し支給対象となるというふうに改めている。

なお、ここでいう他の会計年度任用職員については、米印に記載のとおり、任期の定めが 1 月以上で 1 週間当たりの勤務時間が 15 時間 30 分以上のものに限るとしている。

適用の例について、下にイメージを記載している。例えば 4 月 1 日から 5 月 20 日まで指導補助系の非常勤講師を務め、5 月 21 日以降は授業実施系の非常勤講師を務めておられる方がおられたとする。いずれも任期の定めは 6 月未満となっており、同一の職での任期更新ではないので、従来の規定によると支給対象にならなかったが、今回、他の会計年度任用職員の在職期間も含めて判断をするということにすると、通算すると 6 月以上という形になるので、こうした方についても期末手当の支給対象になるということである。

2 番、支給額の算定である。算定方法についてはこちらに記載のとおり、期末手当基礎月額に 100 分の 120 を乗じ、さらにそこに在職期間支給割合というものを乗じて算出することとしている。在職期間支給割合は米印に記載しているが、基準日前 6 か月における在職期間に応じた支給割合を定めている。6 か月フルで勤務すれば 100/100、5 か月から 6 か月の場合、80/100 といった係数を掛けるということになっている。

今回、この在職期間の扱いを一部変更することとしている。ア、在職期間に含める範囲について、従来は同一職またはそれと同等と認める職に在職した期間、これを勘案するというにしていたが、改正後、他の会計年度任用職員の職を含めて任期の定めが 1 月以上で 1 週間当たりの勤務時間が 15 時間 30 分以上の職であれば、幅広くここに含めるという

ことにする。これによって支給割合が上がる方が出てくることが見込まれる。それから、イの在職期間からの除外については、従来、休職期間等は全部を除外、育児休業期間等は1/2を除外することとしていたが、来年度から導入される高齢者部分休業の期間について、育休等と同様、1/2を除外することとしている。

それから、期末手当の基礎月額である。今回、他の会計年度任用職員の在職期間も含めてということにしているが、この基礎月額の部分については、計算が複雑になることを避けるという観点も含めて、基準日に在職する職と報酬が異なる職のところは含めずに、報酬が同一の職に係る在職期間のみで算出を行うという取扱いにしている。

4の1ページに戻っていただいて、今の内容も含めて、2の改正内容のところ、御覧をいただきたいと思う。(1) 期末手当の支給対象者の範囲の拡大、先ほど申し上げたとおり、他の会計年度任用職員の期間も含めて通算6月以上であれば対象にするということにしている。

具体的にはというところで、アとイと2つ記載をしている。これもちょっと複雑になっているが、アの条例等の適用を受ける会計年度任用職員、これが県が任用を行う幅広い会計年度任用職員を含めているので、その在籍期間が基準日において連続して6月以上に至っている職員であれば対象にするということをアで規定している。イのほうもちょっと分かりづらい規定になっているが、これは基準日以降の任用期間も含めて6月以上である職員を対象にしている。いずれにしても、任期が基準日で既に6月以上に至っているか、その後の任期も含めて6月以上であれば対象になるということである。

(2) 期末手当の計算に用いる在職期間の拡大、これは先ほど申し上げたとおりである。

(3) 基準日に在職する職以外の職に在職した期間に係る申告制度の新設である。今回の改正により、他の会計年度任用職員としての在職期間も含めて期末手当の支給対象者、それから支給額の決定をすることになるが、任命権者で必ずしも把握し切れない部分もある。このため、職員が任命権者の定めるところにより、基準日に在職する職以外の職の在籍期間を申告し、その申告がなければ在職期間に含めないことができるという取扱いを定めている。

4の2ページ、(4) 複数年度代替職員に係る特例の規定である。先ほどの見直しの中で他の会計年度任用職員の職も通算するというようにしているが、その中で、任期の定めが1月以上という要件を設定していた。その特例を一部ここで定めるというものである。

具体的には、例えば3月の途中で任用を開始した場合、年度明け以降も連続して任用を

行っていた場合も年度末で一旦任期が切れる。そうすると3月中の任用というのは1月未満の職ということになって通算されなくなるが、それも不合理だということで、ここに掲げたような要件に該当する場合は1月未満の職であるとしても在職期間に含めるという扱いを定めている。

(5) 高齢者部分休業について、2分の1を除算するという内容、それから、(6) 期末手当基礎額については、報酬が同一な職で判断するということは先ほど御説明したとおりである。

これらの内容について、令和5年4月1日からの施行を予定している。

なお、4の4ページ以降で新旧対照表をつけているが、技術的な規定になっている。今御説明した内容のとおりであるので、説明は割愛する。

———原案のとおり議決

議決第45号 島根県立高等学校通信教育規程の一部改正について（学校企画課・教育指導課）

○中西県立学校改革推進室長 5の1ページである。国による高校教育改革における通信教育の質保証について、学校教育法施行規則並びに文部科学省令である高等学校通信教育規程の改正を受けて、県立高校における通信教育について定めている島根県立高等学校通信教育規程の一部改正を行う必要があるのでお諮りする。

1の改正理由については、先ほどのとおりである。なお、国の高校教育改革の概要については、5の11ページ及び5の12ページに別紙として文部科学省の資料をつけている。このうち通信教育の質保証については5の12ページの3番が該当するので、御参考いただきたい。

資料5の1ページにお戻りいただきたい。2の改正内容である。大きく3つの内容について改正している。①通信教育実施計画の作成及び明示、これは学校で行われている通信教育について、年間の指導計画や評価、単位認定等についての計画を作成、明示するというものである。県内の通信制高校、具体的には宍道高校と浜田高校通信制課程になるが、この両校においては、これまでも同様の教育計画を作成し、生徒、保護者に明示している。両校に対しては、このたびの改正を受けて、改めて内容を点検するとともに、より充実していくよう指導、助言を行っている。

②の通信教育連携協力施設についてである。通信教育にあっては、各教科・科目の履修

において、自宅での学習のほか、各教科・科目ごとに一定の回数スクーリングと呼ばれる対面での面接指導を受けることが必要とされている。この面接指導を行う場所については、遠隔地域に居住している生徒を考慮して、先ほどの2校以外の県立高校が連携・協力することによって取り組んでいる。このたびの改正は、通信教育の質を保証する観点から、改めてその連携・協力する学校の位置づけであったり、役割を明確に定めることで設置者及び学校の適正な管理運営を諮っていくことを趣旨とするものである。

③教育活動等の情報の公表である。先ほどの①及び②の内容を含めて、定員や施設、学習活動の内容など、通信教育活動について基本的な情報を公表するというものである。なお、この③についても、県内両校においては、各種刊行物であったり、ホームページ等でこれらに関する情報を既に明らかにしており、今後はさらに充実していくよう取り組んでいく。

最後に、④その他として、文言修正等、規定の整理を行っている。

5の2ページから5の10ページにかけては、先ほど説明させていただいた内容についての新旧対照表となっている。個々の内容に関しては説明を割愛させていただく。

5の1ページにお戻りいただきたい。3の施行日が令和5年4月1日を予定している。
———原案のとおり議決

議決第46号 教員免許更新制に関する規則の廃止について（学校企画課）

○大野学校企画課長 資料6の1ページをお願いする。

1に記載しているが、国においては、先般、教員免許更新制を発展的に解消することなどを目的とした法令の改正を行い、既に施行されている。これに伴って、教員免許更新制に関する諸手続が廃止されたことから、県教委で定めた規則を廃止するというものである。国の法令改正については2に記載しているが、普通免許状及び特別免許状を有効期限の定めのないものとし、更新制に関する規定を削除するなどの内容であり、既に令和4年7月1日付けで施行されている。これを受けて県の規則を廃止することとしている。

3の(1)に記載しているが、今回廃止する規則においては、免許更新制に関して、免許管理者（都道府県教育委員会）が定めることとされていた、こうした事項について規定しているが、これらの手続、既に全てなくなっているので、それに合わせるということで規則全体を廃止するものである。施行期日はできる限り早くということで、公布の日からの施行としている。

6の2ページのところに規則の(案)を添付している。教員免許更新制に関する規則を廃止する規則というものを定めて、該当の規則を廃止し、公布の日から施行するという内容を定めている。

——原案のとおり議決

議決第47号 教育職員育成指標の改定及び研修履歴管理制度の運用方針について(学校企画課)

○大野学校企画課長 資料7の1ページをお願いします。

本件に関しては、先般、2月の教育委員会会議で非公開の協議を行っていただいている。その際御説明した内容と基本的に変更はないので、ポイント部分のみ御説明をさせていただく。

まず、1に記載のとおり、国の制度改正が令和5年4月に施行予定となっている。

(1)に記載の法律改正によって、教員免許更新制を発展的に解消し、今後は研修による資質向上を重視していくことになった。これを担保するために、任命権者が研修履歴を作成し、それを基に校長が研修受講を奨励するという仕組みも定められている。

この法改正を受けて、(2)国のほうで教員としての資質向上に関する指針が全面改正されており、教員に求められる資質・能力が再整理されている。また、(3)研修履歴の活用に関してはガイドラインが策定されており、履歴を作成する研修の範囲や記録内容、記録方法、受講奨励の在り方などについて大枠となる考え方が示されている。

これを受けて、2に記載のとおり、県として2点の対応を行うこととしている。1点目が、平成30年に策定をした島根県教育職員育成指標の改定である。国の指針改正の内容を反映するとともに、県独自の課題への対応も併せて行うこととしている。

2点目が、研修履歴の活用に関して、国のガイドラインを踏まえて、県としての具体的な運用方針を定めるものである。スケジュールのところに記載しているが、2月から3月にかけて関係者による協議会での議論を重ね、共通認識を図ることができている。本日議決をいただけたら、年度内に県立学校、市町村教育委員会への周知を行っていきたいと思っている。

裏面、7の2ページには、関係者による協議会の委員名簿、それから根拠となる法令の条文をつけているが、説明は割愛する。

7の3ページをお願いします。こちらに基づいて、島根県教育職員育成指標の改定案のポ

イントについて御説明を申し上げます。冒頭記載のとおり、国の指針改正、それから、近年の島根県としての課題に対応する観点から、管理職の育成指標と教諭等の育成指標それぞれについて必要な見直しを行うこととしている。育成指標の見直しの本体については7の5ページ、それから7の6ページのところにA3縦のカラーの資料をおつけしている。このA3の資料の赤字の部分が改正する内容になるので、こちらも併せて御覧をいただきたいと思っている。

7の3ページの1 管理職等の育成指標についてである。まず、全体に関わる改正として、主幹教諭の育成指導の新設を行っている。7の5ページの表で一番左の欄を新たに追加したということである。近年、全ての普通科高校で主幹教諭が配置されるなどの状況があるので、主幹教諭の育成指標の新設をして、特に主幹教諭に求められる資質・能力について整理して記載をしている。なお、学校種共通の内容のほか、2の⑤、それから5の⑩のところでは、高等学校の主幹教諭に特に求められる内容についても記載をしているところである。

改正点の2つ目、(2)職務に対する誇りと責任、服務規律確保・危機管理の強化である。指針の1の②の部分に児童生徒性暴力等の防止、安全・安心な学校環境の整備について記載をするとともに、3の⑥の部分に校内研修の実施や教職員一人一人との対話を重視した対応について追記を図っている。

それから、(3)リーダーシップ・人材育成の充実である。2の⑤の校長の部分にカリキュラム・マネジメントの推進等について追記をしている。また、4の⑧のところには、校長のところには対話に基づく研修受講の奨励について。教頭・副校長のところにはミドルリーダーや管理職となる人材の育成について追記を行っている。

それから、(4)幼保小の連携である。指針の5の⑪となっているが、5の⑩の部分である。異校種間の連携において、幼保小の連携も含めて取り組んでいくことを明記したところである。

次に2 教諭等の育成指標である。本体は7の6ページになる。まず、(1)全体に関わる事項としてキャリアステージの再整理を行っている。具体的には、探求・発展期、それから充実・円熟期、ここの対象年数の区切りを変更している。従来は探求・発展期が6年目から10年目、11年目以降は全て充実・円熟期と位置づけていたが、これを、探求・発展期を6から15年、充実・円熟期も前期、後期と分けて、おおむね10年ごとに区切って、段階的、きめ細かなキャリア形成を推進していくこととしている。内容についても、この

部分については従来2区分だったものを3区分に整理をしたところである。

次に、(2)職務に対する誇りと責任においては、指針の1の②の部分に自分の将来のキャリアや求められる役割を意識しながら変化に応じて常に学び続けようとする姿勢について追記を図っている。また、管理職と同様、危機管理、児童生徒性暴力等の防止についても追記をしている。

7の4ページ、(3)生徒指導の推進である。指針の2の④の部分である。従来は項目名が子ども理解・子ども支援となっていたが、国の指針の構成も踏まえて、生徒指導の推進という形で改め、内容についても充実を図っている。様々あるが、共感的な受け止め、個に応じた指導と集団指導の実践、保護者、地域社会・外部機関との連携、さらには子どもが自分らしい生き方を実現するための力の育成、学校の教育活動全体を通じた連携体制などについても追記を図っている。

(4)特別支援教育の推進である。指針の2の⑤の部分である。キャリアステージ共通の内容を新たに定めている。インクルーシブ教育システムの理念、授業のユニバーサルデザイン化、合理的配慮の考え方等を踏まえた教育活動について追記を図っている。

(5)新学習指導要領に対応した指導についてである。指針の3の⑥の部分に学習者中心の授業やカリキュラム・マネジメント、主体的・対話的で深い学びといった新学習指導要領に対応した内容を明記している。

次に、(6)ICTや情報の利活用である。3の⑦の部分になる。国の指針において独立した項目として位置づけられたので、県の育成指標でも独立して位置づけている。キャリアステージ共通の内容として、ICT活用の意義の理解、教育活動中での効果的活用や他の教職員への普及、子どもの情報活用能力育成のための授業実践について記載をするとともに、各キャリアステージに応じて段階的に育成していくべき資質・能力についても記載をしている。

なお、ICT関係については、3の⑦の中に入れてはいるけれども、その他の項目も含めて、全体を支える基盤、手段となるものだと理解をしている。

(7)他者との連携・協働に関しては、指針の4の⑩のところ、後進への助言等による人材育成、相互に支え合う体制づくりなどについて追記を図っている。

(8)幼保小連携については、指針の5の⑪のところ幼児教育・保育施設を連携の対象として明記するとともに、単に連携するだけではなくて、学校段階間の円滑な接続も意識した実践について記載をしている。

改定の概要については以上である。この内容を研修、それから学校での人材育成に反映していく必要がある。

7の4ページの3に記載しているが、まず、(1) 島根県教職員研修計画への反映等として、新たな育成指標に基づく研修計画を策定するとともに、それぞれの研修と育成指標の項目との対応関係を改めて整理していく。また、研修の内容についても、大学等と連携をしながら、さらなる充実・体系化を進めていきたいと思っている。各学校においては、この新たな指標に対応した校内研修の実施や管理職による個別の指導助言等を行う必要があるので、学校現場に対する周知も丁寧に行っていきたいと思っている。

資料7の7ページ、7の8ページについては、育成指標のイメージを示したものであるが、この場では説明は割愛する。

7の9ページをお願いする。「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励」に関する運用方針の(案)について簡単に御説明を申し上げる。

1に記載のとおり、法改正によって、任命権者(県教育委員会)による研修履歴の作成、当該履歴を活用した資質向上に関する指導助言等の仕組みが創設され、令和5年4月から施行となっている。この制度の運用の方針の基本を定めるものである。

内容は2のところに記載をしている。文部科学省が定めたガイドラインで大枠が示されているので、それを踏まえながら、県としての基本的な考え方を示している。なお、詳細については別途、研修計画等で定めることとしている。

まず、(1) 対象とする教職員の範囲については、こちらに記載のとおり、県が任命権を有する学校、職種を幅広く含めている。

次のページ(2) 記録する研修の範囲については、県教育委員会、市町村教育委員会、それから県内大学が実施する公的な研修などについては記録を必須としつつ、⑤その他として、校内研修・研究など、教職員の申告により記録できる任意の項目も設けている。

(3) 記録内容については、こちらに記載のとおりである。記録様式については、記録の負担にならないようにということも留意しながら、研修計画等で定めることとしている。

(4) 記録方法・記録時期については、教育センターの実施する研修についてはその都度教育センターが記録、それ以外の研修についてはその都度教職員がシステムに記録という形にしている。

(5) 記録の集約・共有については、教育センターが集約をした研修履歴について、該当の教職員、それから所属する学校の管理職、市町村教育委員会に共有することとしてい

る。

(6) 対話に基づく受講奨励の在り方である。受講奨励の実施主体は基本的に校長である。なお、校長に対する受講奨励は服務監督権者である教育委員会が行うこととしている。実施時期については、効率的・効果的な実施を図る観点から、人事評価に関する当初面接及び年度末面接の機会に併せて実施することを基本としている。

なお、米印に記載のとおり、対話に基づく受講奨励については、人事評価とは別個の仕組みであり、研修自体が人事評価に直接反映されるものではないので、そうした点にも留意が必要ということに記載している。

次のページ、③実施方法である。当初面接においては教職員が自らの強み、弱みなども踏まえながら1年間の目標を設定し、それを基に校長が教職員の意欲、主体性を尊重しながら、①、②に記載したような観点から必要な情報提供、指導助言を行うこととしている。また、年度末面接においては、教職員が研修履歴を活用しながら1年間の振り返りを行い、校長はそれに対するフィードバックを行う。また、次年度以降の目標等についても話し合いなどを行うこととしている。

最後に、(7) 研修受講に課題のある教職員等への対応について、国のガイドラインを踏まえた内容を記載している。研修受講については、基本的には教職員の意欲と主体性を尊重するということであるが、米印に幾つか例を挙げたように、期待された水準の研修を受けているとは到底認められない場合も想定されるので、そうした場合には校長が職務命令で研修を受講させることも考えられるということに記載している。

それから、今回のプロセスを通じて、教員の抱える課題の発見、それへの対応が行いやすくなる面があると思うので、2つ目のポツにおいては、校長が指導に課題のある教員の早期発見に努めること、また、教育委員会と連携をしながら当該教員に対する早期の支援・指導助言等を行うということに記載したところである。

○池田委員 7の1ページにある県としての対応の中で、県独自の課題への対応とあり、県の取組があったと思うが、学力の育成に関してはどこの部分でそれがまとめられているか。

○大野学校企画課長 7の3ページ、7の4ページのところに改定案のポイントを書いており、説明を飛ばしたが、黒い括弧で県と書いているところが県独自の内容ということになる。

今、学力の関係について御質問いただいた。直接的に関わるのは7の4ページの(5)

新学習指導要領に対応した指導であるとか、(6)のICTの関係だと思うが、例えば主幹教諭の育成指標の新設についても、全体を通じて主幹教諭がそういう関わりすることで学力育成に生かされていくということだと思うので、本来県独自の対応として記載したところ、これ全てが相まって学力の育成に資するというものだと理解をしている。

○池田委員 あわせて、研修を受けたりして、授業実践そのものがとても学力育成に効果的であったと思われるというか、そういうのは評価という点ではされると思うが、先生方がその研修を受けるたびにその研修の、研修を受けたという記録ではなく、その研修を受けて、どのように自分はこれを変えようとかこういうふうにしていこうとかというような内容についてはその都度はないか。

○大野学校企画課長 具体的な様式は、これから定める。必須の事項としてそこまで求めると負担になる場合もあると思うので、必須の事項としては研修の、先ほど運用方針案で御説明した体系的なことを記録するというを基本にしながら、プラスアルファで教職員個々が気づいた点であるとか、研修の中身のようなことを記載できるような欄を設けるということが基本的な考え方かなというふうに思う。いずれにしても、具体はこれから定めるという形になる。

○原田委員 この計画が実施されることを大いに期待したいところだが、私がお伺いしたいことは、採用までに身につけておいてほしいこと、学生対象だと思うが、下の米印にも採用時の資質・能力の目安として示したと。つまり、島根県の教員を受ける学生には最低限この資質は欲しいということの表れだと思う。恐らく島根大学とか県立大学のほうは、今後の採用試験で学長推薦という特別な枠があったから、それは丁寧に恐らくこの2つの大学のほうには教育学部を目指す生徒やあるいは他学部でも教員目指している人たちに指導等が行くと思うが、他県、要するに私立大学とかほかの生徒で島根の教職員を目指す生徒たちにどういった形でこれを伝達し徹底するのかわかるのはどんな感じになるのか。

○大野学校企画課長 今回の育成指標の見直しについては、基本的には国の制度改正を受けたものであるので、全ての都道府県において同様の改正が行われていると思う。ただ、県独自に設けた項目もいろいろあって、若干異なるところもあるので、それをどういうふうに島根県の教員を受験してもらう方に伝えていくのかというのは課題であろうと思っている。新しく今年度から教員採用に関するポータルサイトなどもできたので、そういうツールも使いながら、島根がどういう人材を求めているかということは、この育成指標に限らず、様々な工夫をしながら発信をしていきたいと思っている。具体はまた考えていく

いと思う。

○池田委員 島根県らしさというが、地域とのつながりとか地域に根差した学校の在り方みたいなのが管理職の育成指針の中には見られないと思うが、ここは大事ではないかなと思うのと、やはり管理職の皆さん、平穩に自分が管理職として勤め上げるまで何事もないようにというのがあったりするのではないかなと思うが、あまり物事が大きくなならないようにとか、隠蔽体質と言ったらあれだが、そこら辺を払拭するような対応はできないものか。

○大野学校企画課長 前段は地域連携の話、今回の改正には含めていないが、7の5ページの5の⑩のところに、保護者・地域・異校種との連携・協働という項目、これがもともとあり、他県においてはここまで具体的に書いてないということであるが、島根県においては従来から保護者・地域社会と積極的に交わり、その思いや願いを的確に把握をして学校運営に生かすということが位置づけられている。今回改正はしないが、ここについては引き続き、管理職に求められる重要な資質・能力、そして育成を図っていくということにしている。

あとは、学校の説明責任とか情報の開示についても⑪のところに位置づけている。また、より根本的には1の②のあたりに管理職等としての倫理観であるとか、教育に対する県民の期待を理解して取り組むということが含まれており、こうしたものに基づいて研修の中で具体化をしていくべきものというふうに理解している。

○朋澤委員 すごくたくさんの方がここに盛り込まれていて、学校現場は何かもう本当、子どもたちを前にすると、先生方、本当に多忙でいらっしゃるような気がして、それを先生方の毎日の中にどのように組み込まれていくのかと思うと何かすごく大変なことだなと思うのと、それを先生方の上に研修を置いていかれる校長先生、教頭先生方と主幹教諭の先生方の資質とか考え方とかやり方、やり方というより進められ方がとても問われるのではないかなと思いながら見させていただいた。また、小さい学校においては教頭先生が授業を持たれたりとか、そういうところもあったりして、教頭先生はとてもお忙しい立場でおられる学校もあるので、そのあたりは学校の先生方の働き方改革と併せてまたいろいろお考えいただくとありがたいと思いながら見させていただいた。

○原田委員 もう一つだけ教えていただきたい。主幹教諭である。書いてあることが下の米印で高等学校に配置された主幹教諭のための指標と書いてあり、大事なことで特別支援の主幹にとっても大事なことかなと思うが、そのあたりのすみ分けみたいなのは何かあるか。

○大野学校企画課長 特別支援学校、小・中学校の主幹教諭を含めて共通で取り組むべきことについては幅広く記載をしている。一方で、高等学校の主幹教諭については県単独事業ということで、独自の予算を確保して実施しているものであり、その際のミッションとしてここに掲げたようなことが明記されていることから、育成指標の中にも明記をしている。ここで掲げられた趣旨というのは他の主幹教諭にも共通する部分はあろうかと思っており、その共通部分については2の⑤、5の⑩の高等学校と書いた上の部分で基本的には同じような趣旨のことが書かれていると思っているので、高等学校の部分も参考にしながら、この上の部分の指標に基づいて人材育成を図っていくというふうに思っている。

○原田委員 ぜひ指導される校長先生がそういったことを踏まえて主幹教諭に指導していただけたらと思うので、よろしく願います。

○池田委員 この県の教員の研修は教育センターではないかと思うが、その来年度、もう4月1日からなるが、その全体のカリキュラムみたいなものはできているか。

○村本教育センター所長 教育センターである。今回これを受けて、今までも大体網羅はできるようになってはいるけれど、もう一回、今、新年度の研修を、もう一回この指標に基づいて、もう一回整理し直して実施するというにしておき、例えばICTなどについてはもう既に、もともと来年度に向けて新しく開設したりしているものもある。これを基に整理して行うということである。

○池田委員 それは、選べるような、充実した内容であるか。

○村本教育センター所長 そうなるようにしたいとは思っており、それで、管理システムを動かすので、その中で自分で選ぶということになるが、その時に先ほどのこの指標を基に校長先生との対話と奨励に基づいて、これやってみなさいとかいうようなことで使っていただくということである。

○野津教育長 全体として完成するのはいつ頃か。反映含めて。

○村本教育センター所長 反映は早期、これが成立したらもう新年度早々に整理をしたいと考えている。

———原案のとおり議決

議決第48号 県立高校のスクール・ミッションについて（学校企画課）

○中西県立学校改革推進室長 8の1ページをお願いします。県立高校のスクール・ミッションについては、これまでに何度か情報提供をさせていただいているとともに御協議をい

ただいできた。本日は最終案について御審議をお願いする。

まず、スクール・ミッションについて改めて申し上げますと、資料の冒頭にあるように、国による高等学校教育改革の中で、各高等学校に期待される社会的役割等、いわゆるスクール・ミッションの再定義が設置者に対して求められた。

8の2ページに、スクール・ミッションについて、別紙1としてイメージ図をつけているので御覧いただきたい。上段に島根県教育委員会が定めるスクール・ミッションがある。これは先ほど申したように、設置者としてそれぞれの高校に求められる役割であるとか使命などを再定義するものである。このスクール・ミッションを基盤として、各高校は育てたい生徒像や目指す学校像などの学校運営の基本方針を具体化し、グランドデザインとして明確にするとともに、生徒、保護者及び地域に広く公表する。このことを通して、各校の特色化、魅力化の進展をさらに推し進めていくというものである。

また、その次の8の3ページ及び8の4ページには、別紙2として文部科学省の資料をつけているので、併せて御参考いただきたい。

8の1ページにお戻りいただきたい。補足としている内容は先ほどお話ししたものである。なお、米印の2にあるように、スクール・ミッションとグランドデザインの策定期間の前後は問われてはいない。本県では県立高校魅力化ビジョンを基盤として、グランドデザインを既に全校で策定し、公表をしている。このたびのスクール・ミッションの明確化により、各校はグランドデザインのさらなる磨き上げを行っていく。

1 策定におけるポイントとして大きく3点挙げている。(1)普通科高校、専門高校、定時制・通信制高校の3つの類型に基づいて、それぞれの高校のスクール・ミッションを定めるということ。なお、普通科高校については、中山間地域・離島の高校と市部の高校とにさらに区分を分けて定めている。(2)各高校の自主性と創意工夫による学校運営を行い、設置者としての基本的な方針を明記することとしている。そして、(3)中学生、保護者及び地域に向けて分かりやすい簡潔な表現とすること。

2 内容である。ここからは別冊の資料を御覧いただきたい。別冊の2ページからスクール・ミッションの具体となっている。まず、1 普通科高校の(1)中山間地域・離島の高校である。全体のスクール・ミッションを中山間地域・離島の生徒の学びを支える高校として地域との多様な関わりの中で島根らしいきめ細かな学びを推進し、地域コミュニティや文化的拠点としての役割を果たしつつ、課題解決能力を身につけた地域や社会の担い手を育成すると定めて、各校においてもそれぞれスクール・ミッションを定めている。

3 ページには、同様に（2）市部の高校について記載している。

4 ページをお願いします。普通科高校のスクール・ミッションを受けて、教育委員会の具体的取組の方向性を記載している。特徴的なものとしては、中山間地域・離島の高校について、①にあるように、地域の通学可能な高校として現状の学校配置を維持と明記している。また、市部の高校では、③にあるように、現在、松江北・松江南・松江東並びに出雲高校における普通科の地域外入学制限については、松江、出雲の両地域の教育の機会保障や周辺地域等への影響を考慮した上で緩和に向けて見直しを行うとしており、これについては既に12月に公表した入学者選抜とも重なっている。

続いて、5 ページ、専門高校である。全体のスクール・ミッションを、知識・技能の確実な定着を図るとともに、大学や企業等と連携した先端的・実践的な学びと社会の変化に対応した高度な専門的知識・技能の習得を推進し、地域社会や島根県、日本の産業界を支える職業人材を育成するとしている。

6 ページ、具体的取組の方向性である。例えば①、大学等への進学を希望する生徒のニーズにも対応することができる教育課程の改善やコース制の導入、あるいは②として、中学生等に分かりやすい情報発信の充実や募集方法の工夫などを挙げている。

最後、7 ページ、定時制・通信制高校である。全体のスクール・ミッションを、生徒の興味関心、能力・適性や一人一人の成長の過程に寄り添うとともに、多様な学習形態へのニーズや生活スタイルに対応したきめ細かな学びを推進し、社会での自立に必要となる一般的教養や専門的な知識・技能を身につけた地域や社会の担い手を育成すると定めた。

具体的取組としては、①にあるように、ICTの効果的活用など、多様な学習ニーズへの対応や、②地域社会を支える自立した人材の育成・輩出などを挙げている。

別冊の説明は以上となる。

資料の8の1ページのほうにお戻りいただきたい。3にこれまでの策定における経過を記載している。御参考いただきたい。

○生越委員 こちらの別冊について、中学生や保護者にも配布する方向というふうに伺った。これ、簡潔に書かれていて、保護者や中学生が見てもよく、あっ、自分の行く学校は地域の中でこういう役割があるんだ、こういうふうになっていくんだというイメージがついて、とても良いと思う。これを、できたら学校案内とセットか、もしくは学校案内の前とかに入れていただくと、これを読んで、全体の学校についてのイメージがついてから自分の行きたい学校案内を見ていくと、より具体化されて、自分の行きたい高校のイメージ

がもっと理解が深まると思った。

○中西県立学校改革推進室長 県教育委員会のホームページにも、承認いただいたら、公開することを考えている。既に従来から中学校等へ配布している「学科・学校紹介誌」という冊子の中にもこの部分を掲載することを考えている。加えて、委員のほうから御提案いただいたので、各校のほうにも周知する中で様々な方法を模索していきたいと考えている。

○河上委員 8ページ、SSHの説明がしてあるが、スーパーサイエンスハイスクールということで、これは文科省が指定されているということだが、幾つかの学校がその指定校にはなっているが、この指定については何年までという規定があるのか。

○中西県立学校改革推進室長 それぞれ年度というか、時限を区切って申請、更新という手続がある。

○野津教育長 具体的に各校の指定期間が説明できるか。

○佐藤参事 県内には今2校ある。松江南高校のほうで、今、1期目の3年となるので、令和2年から令和6年までになる。それと、出雲高校が3期目の採択に通ったので、令和5年から令和9年までとなっている。そのほか、実は採択が継続している中で、益田高校が、ここにSSHという言葉はないが、認定枠としてSSHの冠を掲げて学校での募集を許されている学校となっている。以上3校である。

○河上委員 これは、まだ指定を延ばすということは、学校ごとに申請をすれば可能ということか。

○佐藤参事 おっしゃるとおりで、学校の校長と県教委との間で再度国に対して申請を行えば継続を行うが、あくまで、なかなか5期目を通していている学校はないので、それで、5期目に当たった益田高校が5期が通らず、認定枠に回っているのも、一つの目安としては4期終わりまでのところで、何とか自力で科学教育ができるような学校というのが国の方針となっている。

○朋澤委員 7ページの定時制・通信制高校のところだが、近年、全国的に不登校の子どもたちが増えているというような社会の状態の中で、具体的な取組の方向性の③、今後の学校・学科の在り方で、志願者数、入学者数の状況とあるが、島根県では不登校の子どもたちの増加というか、人数とこの通信制等の重要性などは、何か県のほう、感覚としてはどんなふうに捉えておられるか。

○中西県立学校改革推進室長 まず、県内通信制高校、例えばであるが、在籍している生

徒の数については、令和4年の5月1日現在で申し上げますと、宍道高校が1,270人、浜田高校の通信制が237人、合計で1,507人となっている。ただ、この中には、実際の履修活動を行っていない、いわゆる非活動生と言われる生徒も一定数おり、そのような状況にはなっているところである。

また、通信制高校の生徒の近年の状況については、例えば令和4年度の新入学及び編入学等の状況を比較すると、宍道高校が令和2年度から151人、195人、そして令和4年度が232人と若干増えている状況は確かにある。浜田高校通信については、令和2年度から60、59、66と、ほぼ横ばいになっている。全国的には、生徒の数が減っている中で、通信制の生徒は特に右肩上がり、右肩というか増加傾向。公立高校はそうでもないが、主に私立の通信制高校の生徒は右肩上がりという状況は私どもも把握している。差し当たっての状況である。

○朋澤委員 知り合いの中学校の生徒さんも、学校に行けなくなると、なかなか本当に長期にわたって行けなくなると、中1のときに5月連休までは行けたが、もうそこから先、全然行けてなくて、そうなる、中学校との行き来も、何か、親の気持ちとしても難しくなると、今中学校2年生だが、中学校3年生になって、もう中学校は1年しかないところでまた中学校に戻るとするのは、子どもの気持ちとしても親の気持ちとしてもなかなかついていけないとか、いけそうになく、そうなる、やはり、こういうふうな通信制を選択して、社会に出るまでのところの学びにするしかないというような話もこの前聞いたりもしたので、結構そういうことで悩んでいる御家庭というのは全国的に本当、増え続けているところで、ここの、通信制の在り方とかというのがこれから本当に必要になってくるところでもあると思った。

○中西県立学校改革推進室長 スクール・ミッションにも、多様な学習形態のニーズや生活スタイルに対応したきめ細かな学びというものを掲載していただいている。例えば宍道高校にしても浜田高校にしても、定時制と通信制高校と、またスタイルの違った学習形態がある。こういう学びを求める生徒はこちらというふうに学校のほうで方向づけしているわけではないが、例えば、毎日、時間帯は必ずしも朝の早い段階とは限らないが、毎日登校して、基本的な生活習慣の中から学びをしていくというニーズであれば、例えば定時制、これも朝、昼、夜ある。また、通信制高校は、そういった時間帯もとられず、自分の好きな時間帯であるとか、学習形態も、多様なメディアもあるし、そういった学びも含めて、学びを模索すると。そういったニーズや学習スタイルに応じ、どのようなマッチングがで

きるのかといったところを周知するとともに、中学校とも連携しながら、学ぶという取組はしているところである。御指摘いただいたことも踏まえて、中学校の先生方と情報共有してまいりたいと思う。

○朋澤委員 よろしく願います。

○池田委員 専門高校の5ページのスクール・ミッションがあつて、各学校がそれぞれ特色があると思うが、この4校、工業なら4校、商業なら5校というふうにまとめて書いてあるのは、この各学校の特色というふうには捉えにくいのではないか、例えば隠岐水産高校と浜田水産高校ではやはり全然違うのではないかと思ったりするが、そこら辺は、スクール・ミッションはこれで良い、あとはグランドデザインでというふうに捉えておられるのか。

○中西県立学校改革推進室長 専門高校のスクール・ミッション、グランドデザインについての御質問であつた。お見込みのとおり、専門高校は職業人材の育成を一つ大きな使命としている。例えば学校が違って、同じ専門学科を卒業した生徒は、それぞれ同様の知識、技能等、基本的には統一的に習得していると。この辺りのことを勘案して、このたびはあえて学科ごとに固めることとしておるところであるが、委員御指摘の内容についても、学校のほうからも問い合わせをいただいたり、意見交換をさせていただいた。専門高校については、学校ごとにさらに再区分して、再定義していくのかどうかというところも含めて、今後検討させていただきたい。学校ともよく対話をしながら進めてまいりたいと考えている。

○池田委員 水産高校と名のつく高校は全国に30、その中でも、やはり島根県には2つあつて、そして、隠岐水産高校はすごく誇れるものがあると思うが、そこをもっと大きく、ばんとアピールしてほしいという思いからだつた。

○野津教育長 違いを文字でするのはなかなか大変で。同じ神海丸である。グランドデザインが特徴的になっている、あるいは進路といったものを意識しながらつくることになっている。

———原案のとおり議決

議決第49号 博物館の登録に関する規則の一部改正について（文化財課）

○中島文化財課長 資料9の1ページをお願いします。

1 改正の理由であるが、博物館法の一部を改正する法律及び博物館法施行規則の一部

を改正する省令の制定により、博物館の登録制度及び博物館相当施設の指定制度が変更されることを踏まえ、規則の一部を改正するものである。

ここで、資料9の14ページの次のページ「博物館が変わる」の裏面をお願いする。博物館の登録制度等を改正する目的の概要について御説明させていただく。

一番上の「About Museum」の右側の円グラフにあるように、国内には歴史博物館や科学博物館だけでなく、動物園や水族館も含めて約5,700の博物館があり、そのうち法律の位置づけがある登録博物館・博物館相当施設は約1,300と、全体の20%程度にとどまっている。

一方で、次の「History」に書かれているように、博物館にはこれまでの社会教育・生涯学習だけでなく、観光、国際交流、福祉や産業への寄与、地域経済への貢献など、新たな役割が期待されている。こうした期待に応えられるよう、登録博物館の数の底上げを図りながら運営の改善を促すことを目的として、登録指定制度等を改正するものである。

次に、9の13ページをお願いする。制度改正のポイントを御覧いただきたい。登録博物館と博物館相当施設について、法改正前後の違いについて整理してまとめている。なお、博物館相当施設とは博物館に類する事業を行う施設で、博物館に相当する施設として指定されるもので、学芸員が必置でないことや、年間開館日数が登録よりも少ない100日以上であることなどが登録博物館と異なるところである。

まず、1の登録博物館であるが、設置者要件については、改正前が地方公共団体、一般社団・財団法人、宗教法人などに限定されていたものが、改正後は会社等の民間の法人でも法人の類型にかかわらず登録が可能になる。

次に、審査基準であるが、改正前の館長・学芸員の必置や、年間150日以上の開館など、外形的な基準の審査から、博物館として活動する上での実質的な体制について審査することとなり、資料の収集・保管・展示、調査研究の体制、学芸員等の職員の配置、ふさわしい施設や設備といった審査基準については、国の規則を参酌して都道府県が設定することとなる。

次に、登録後の手続であるが、改正前は名称などの変更や廃止の手続のみであったが、改正後は運営状況の定期的な報告を求めることとなる。

次に、2の博物館相当施設については、設置者要件は制限なしで変更ないが、審査基準については、登録博物館と同様に博物館として活動する上での体制を審査することとなり、審査基準は同様に国の規則を参酌して都道府県が設定する。

3の経過措置であるが、既に登録されている博物館は、施行から5年間は登録博物館とみなされるので、現在の登録博物館が登録の継続をされるなら、5年以内に登録の申請をしていただく必要がある。博物館相当施設については、施行後も指定施設とみなされる。

9の14ページの4番に県内の状況を載せているが、県内には登録博物館は20施設、博物館相当施設は4施設ある。

それでは、9の1ページにお戻りいただきたい。2の改正の概要であるが、(1)規則の名称については、博物館の登録に加え、博物館に相当する施設の指定に係る基準を規則に定めることにより、規則の名称を博物館の登録等に関する規則に改正する。(2)博物館の登録に係る審査基準であるが、博物館の登録並びに博物館に相当する施設の指定の審査に当たって、博物館等の体制、職員、施設及び設備について、文部科学省で定める基準を参酌して県教育委員会の審査基準を定める。

9の2ページに参酌基準を掲載しているので御覧いただきたい。詳しい説明は省略するが、1 博物館の体制に関する基準については(1)から(7)に記載のとおりである。2 博物館の職員に関する基準については(1)から(3)のとおりである。3 博物館の施設及び設備に関する基準は(1)から(4)までのとおりである。

9の1ページにお戻りいただきたい。(3)運営状況の報告については、登録を受けた博物館の設置者が定期的に運営状況について教育委員会に報告することになるので、それに当たっての様式を規定する。(4)学識経験者の意見聴取などについては、このことが改正博物館法に規定されたことから、学識経験者の意見聴取・実地調査について県の規定を設ける必要がなくなったので、削除する。(5)他の法令に根拠を求められる規定の削除については、登録の取消しといった不利益処分をする場合に、意見陳述のための手続を執ることは行政手続法第13条第1項で規定されていることであり、県の規則で定める必要がないことから、現行の規則から削除する。(6)その他様式の整備や条項ずれの対応など、所要の改正を行う。

3 施行期日は令和5年4月1日を予定している。

9の3から9の12ページまでは、条文及び様式の新旧対照表を付けているが、説明は省略させていただく。

———原案のとおり議決

報告第93号 島根県教育委員会障がい者活躍推進計画の改訂について(総務課)

○小畑総務課長 10の1ページをお願いします。

県教育委員会障がい者活躍推進計画の改訂については、2月22日のこの会議で改訂の素案を御説明したが、その後、最終的な調整等を行ったので、改めて報告するものである。

1 計画の概要は2月に御説明したときと変わらないが、振り返りの意味で触れると、(1) 計画の名称は島根県教育委員会障がい者活躍推進計画、(2) 計画期間は改訂後で令和5年度から7年度の3年間、(3) 計画の目的は、障がいのある職員を含めた職員一人一人にとって働きやすい職場づくり、障がい特性や個性に応じて能力を十分に発揮できる職場を目指すものであり、最後の(4) 関係法令は、障害者の雇用促進等に関する法律第7条の3第1項の規定により、国及び地方公共団体の任命権者に計画の策定が義務づけられている。

次に、2 改訂作業の経過であるが、資料記載のとおり、県庁内の部局横断的な協議会である島根県障がい者活躍推進関係機関協議会において、知事部局等と調整を図りながら、また、市町村教育委員会及び県教育委員会の各所属に対しても意見を求め、改訂案を作成している。

3 改訂の概要であるが、今回、別紙として10の2ページ及び10の3ページに計画改訂の概要をつけているが、内容については、2月22日のこの会議において御説明した内容と変わらないので、今回の説明は割愛する。

10の1ページへお戻りいただきたい。3 改訂の概要の米印の部分は、前回お示しした計画素案からの変更点となる。2点ある。1点目は、法定雇用率の今後の動向について、関係政省令の公布内容を基に記述を整理している。2点目は、相談先の周知を図る目的で、県教育委員会に係る相談体制を明示した図を掲載している。これは別冊を付けており、その4ページをお願いします。カラーの図があるかと思うが、これをベースに運用し、相談が少しでも積極的にかつスムーズに行くことを期待しているところである。

それでは、10の1ページへお戻りいただきたい。最後に、4 今後のスケジュールであるが、本日御報告の内容をもって成案とし、新年度の4月に策定の上、関係機関に周知をしたいと考えている。

○池田委員 7ページのその他のところで、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進とあるが、これは、県下の、例えば作業所、障がい者の働いている場は全てそういう調達の対象になっているか。

○小畑総務課長 私が知る限りでは、障がい者の就労施設をというふうに書いているもの

は、毎年、健康福祉部障がい福祉課のほうが明示をし、それを活用するというところまでは承知しているが、その全てをというところは私も今情報を持っていないので、確認をさせていただきます。

○池田委員 例えばどんなものを調達しているのかということが分かるか。

○小畑総務課長 印刷物であるとか、あと、普段使う文具の関係であるとか、そういうものをまとめてそういうところに。普通の文房具を扱う業者でも買えるものを、そういうところから買うというところの促進というか、計らいということである。

○野津教育長 エントリー制になっているのか。

○小畑総務課長 そうである。エントリー制が主だったと思う。ただ、県としても、何か協会など、そういう関係機関と話して決めている分もあったかのように思うが、そこは定かでない。

○野津教育長 詳細を後ほど報告していただきたい。

○小畑総務課長 はい、させていただきます。

———原案のとおり了承

報告第 94 号 島根県教育委員会優秀指導者表彰の受賞者について（総務課）

○小畑総務課長 11の1ページをお願いします。

この表彰制度は今年度立ち上げて、ある程度まとめてこの会議で報告するとの説明をさせていただいている。前回は11月1日に11の2ページに付けている17名の受賞者を報告したところであるが、今回はその後受賞された方をまとめている。

改めて、表彰制度の概要は、1及び2のとおりである。前回報告後に新たに受賞された方々は11の1ページの3の一覧のとおり、5名となっている。まず、松江工業高校の荒川航一実習主任、石飛秀次実習助手、井上智寿実習主任は、指導するロボット競技チームが青森で開催された全国産業教育フェアでのロボット競技大会で3位の成績であったこと。次に、松江工業高校の錦織英宣教諭は、指導する生徒が電気工事技能競技全国大会で3位の成績だったこと。最後に、益田翔陽高校の森山みちよ講師は、先ほど御説明した青森県で開催の全国産業フェアにおけるフラワーアレンジメントコンテストで3位の成績であったこと。以上である。

なお、本日報告分も合わせて、受賞者総数は22名となっている。

———原案のとおり了承

報告第 95 号 令和 4 年度末市町村立学校の廃止及び令和 5 年度市町村立学校の設置について（学校企画課）

○大野学校企画課長 資料12の 1 ページをお願いします。先ほど別の議案の説明の際に総務課からも言及があったが、先般、大田市の教育委員会から小学校の統廃合の届出があったので、その内容について御報告を申し上げます。

1 に記載のとおり、令和 5 年 3 月 31 日付けで大田市立池田小学校及び川合小学校を廃止し、その上で、2 番に記載のとおり、令和 5 年 4 月 1 日付けで大田市立川合小学校を設置するという内容になってある。裏面の参考 1 に記載しているとおり、従来の池田小学校、川合小学校、この 2 校を新たに設置する川合小学校に統合するという内容である。

なお、池田小学校については年々児童数が減少しており、今年度は全校児童が 17 名、1 年生から 3 年生がゼロという状況にあった。こうした状況を踏まえて、より望ましい教育環境を整備するという観点から、統廃合の判断をされたものと承知をしている。

これにより、小学校の数が 1 校減るということになる。近年の学校数の推移については 3 番のところに記載をしている。特に小学校において減少が顕著である。今回の 1 減によって、令和 5 年度の小学校の数は分校を含めると 196 校ということになる。なお、中学校と義務教育学校については統廃合はないので、学校数は変更なしという状況である。

———原案のとおり了承

報告第 96 号 令和 5 年度島根県公立高等学校入学者選抜の結果について（教育指導課）

○佐藤参事 13の 1 ページをお願いします。令和 5 年度島根県公立高等学校入学者選抜について、第 2 次募集の選抜も終わり、最終的な合格状況が確定したので御報告する。まず、第 2 次募集の状況は、1 のとおり、入学定員に満たない 34 校 58 学科で募集を行った。募集人員は全日制 692 人、定時制 232 人、総数 924 人、出願者数は全日制 17 名、定時制 16 名、合計 33 名であった。22 日に実施された選抜のための検査には、この全員が受検し、先週 24 日に合格発表を行った。合格者数は全日制 15 名、定時制 11 名、合計 26 名であった。括弧内が昨年度の数字で、受検者数、合格者数ともに定時制で増加している。これにより、最終合格者の状況を 2 の表にまとめている。全日制は定員 5,100 人に対して合格者総数は 4,423 名で、定員充足率は昨年度より 0.01 ポイント高い 0.87、定時制では、定員 360 人に対して合格者総数は 139 名で、定員充足率は昨年度より 0.05 ポイント高い 0.39、合計でも定員充足率は昨年度より 0.01 ポイント高い 0.84 となった。なお、一般選抜での検査と追検査の両

方を受検できなかった受検者はいない。

別紙の13の2ページには、各学校、学科別の合格発表についてまとめている。詳細についてはこちらを御覧いただきたい。

今年度実施の入学者選抜はこれで終了した。3回目のコロナ禍での実施となったが、受検した生徒や保護者の皆さん、各中学校や高等学校の教職員など多くの方々の協力があった、無事終えることができた。この場を借りて感謝申し上げる。

———原案のとおり了承

報告第97号 令和5年度県立高等学校への学校運営協議会設置について（教育指導課）

○佐藤参事 14ページのほうをお願いします。学校運営協議会の設置について御報告させていただく。

1 これまでの経緯であるが、昨年、島根県立高等学校規程の一部改正をしたことによって、学校運営協議会の設置を義務づけさせていただいた。それにあわせて、島根県立高等学校における学校運営協議会の運営等に関する要綱を制定して、この学校運営協議会の運営に関する取決めのほうを定めさせていただいているところである。その後、学校運営協議会設置に関する意見聴取を行った後に、令和4年度から23校において学校運営協議会を設置している。

2 学校運営協議会を設置する高校である。各学校からの意見聴取を経て、こちら、資料に記載している13校で学校運営協議会を令和5年度から設置することとした。昨年度設置した23校に今回の13校を設置したことにより、全ての県立高校で学校運営協議会の設置が完了したことになる。

3 各高校からの主な意見である。この各高校からの主な意見、今回の設置に当たって、各高校から意見を聴取している。要約すると、地域と協働した学びの実現に向けて、地域の様々な皆様方の御協力を得ながら学校運営を行っていききたいという前向きな意見が多かった。

4 令和5年度委員想定人数である。想定人数は資料に記載しているとおり、36校合計で346名を予定している。今回、新規設置協議会のうち、上限を12名というふうにしてはいるが、これを超える高校が1校あり、これは隠岐島前高校である。理由は、関係基礎自治体数が多いことから、出席人数が多いため12名を超えるというような形になっている。

5 今後のスケジュールである。3月15日付けで各高校へ学校運営協議会の設置を通

知している。4月1日付けで学校運営協議会委員を委嘱、5月19日までに今年度の実施計画書を各運営協議会のほうから提出していただく予定になっている。

——原案のとおり了承

報告第98号 令和5年度使用特別支援学校高等部用教科用図書の採択結果について（特別支援教育課）

○妹尾特別支援教育課長 15の1ページをお願いします。

特別支援学校高等部の教科用図書の採択については、下段の囲みに載せているように、昨年9月5日の教育委員会会議において、611点の採択を報告したところである。その際にも説明したが、高等部の教科書採択については期限を示した定めがないため、高等部入試を終え、令和5年度入学生徒がおおむね確定したこの時期に改めて入学生徒の実態を考慮した上で、教育長専決により新たに採択をした。採択に係る基本方針にのっとり、新たに採択にしたものは資料の上のほうに書いている。（1）新入生の実態を踏まえ、高等学校用文部科学省検定済み教科書を3点、（2）主として専門学科において開設される教科において使用する学校教育法附則第9条による一般図書を5点の計8点を採択した。

具体的には、15の2ページを御覧いただきたい。（1）、（2）ともに、盲学校において使用するものである。（1）については、拡大版の教科書があるもの、生徒にとって内容が適しているものになっている。（2）は盲学校の保健医療科において使用する教科書で、あんま、マッサージ、指圧師の資格取得に適した内容となっているとともに、文字も大きめで分かりやすく編集されているものになっている。

以上、計8点を新たに採択している。

——原案のとおり了承

報告第99号 令和4年度島根県青少年芸術文化表彰（知事表彰・第2期分）について（社会教育課）

○野々内社会教育課長 16ページをお願いします。

1 趣旨のとおり、この表彰は本県の芸術文化の発展向上への功績が顕著で、今後一層の活躍が期待される青少年等を表彰するもので、表彰対象は2のとおりである。第1期分は昨年12月の教育委員会会議において、11月までに受賞決定となったものを御報告したところであるが、今回は昨年12月以降から直近までに受賞決定となったものを御報告するも

のである。

3 受賞者であるが、1個人である。松江市立城北小学校3年の渡邊湊太さんが、第68回青少年読書感想文全国コンクール小学校中学年の部において文部科学大臣賞を受賞された。

4の表彰式については、明後日であるが、3月29日に島根県庁において第1期分の受賞者とともに行われる予定である。

——原案のとおり了承

報告第100号 令和4年度島根県児童生徒学芸顕彰（教育長顕彰・第2期分）について （社会教育課）

○野々内社会教育課長 17の1ページをお願いします。

1 趣旨のとおり、この顕彰は学術・文化活動において優秀な成果を収めた児童生徒等を顕彰するもので、こちらも昨年12月の御報告に続く第2期分として御報告するものである。顕彰対象は2のとおりである。

3 受賞者は、今回、児童生徒が1団体、27個人の計28件、指導者は1個人である。

次の17の2ページから3ページにかけて受賞者の一覧を記載しているので御覧いただきたい。個別の説明は割愛させていただくが、児童生徒の一覧は最上段に団体の部の表、その下から個人の部の表となっており、県立高校、特別支援学校、中学校、小学校の順で掲載している。全国教育美術展などの美術系の入賞者が多いのが特徴となっている。

また、最後に、指導者として横田高校・大東高校兼務の松本健志教諭が、永年、児童生徒の文化活動を指導し、優秀な成果を収め、その功績が特に顕著であるとして今回受賞となった。

17の1ページにお戻りいただきたい。4 顕彰式については、明日、28日にサンラポーむらくもにおいて実施することとしている。

——原案のとおり了承

報告第93号 追加説明（総務課）

○小畑総務課長 池田委員から御質問をいただいた、障害者優先調達推進法における障害者就労支援施設が、県下の事業所全てを網羅しているかという情報を持ち合わせていなかったもので、調べた結果、それから、今、県のほうで公表しているものをまず委員の皆様

お届けしたところである。先ほど施設に関して、障害者総合支援法に規定する障害者支援施設であるとか、これは就労継続A型B型サービス事業所などを指す。その他、障害者基本法による助成を受けている地域の小規模作業所であるとか、一定の要件を満たす障がい者を多数雇用する事業者なども該当するということで、該当自体は、網羅できるような形でやっている。それに対して、毎年、障がい福祉課、知事部局であるが、施設のほうに情報を求めて、それで施設のほうからエントリーされた情報を今お配りしたような形でホームページなり、場合によっては紙媒体で、配って周知を図り、我々自治体も、それから国も含めて、優先的な発注を進めることとされているという状況である。そういう状態であるので、全てがというところでは、今申し上げたとおり、募っているというところ、エントリーという形になるので、そこで手を挙げているところということになる。

○野津教育長 ふるさと納税の返戻品に障がい者施設のものを使ったのも、たしか島根県が始めてだったと思う。僕が一番最初にやった。それを、ふるさと納税してくださった人が指定される返戻品で、障がい者施設をつくるものというのを敢えて出して。

○生越委員 これは事業所を立上げる時には、もれなくこういう情報を教えていただけか。

○野津教育長 多分、センター等で、分け隔てなく。

○石原副教育長 参考までに申し上げますと、こういった形で、島根県全体で目標数値も掲げて、仕事を発注していこうと取り組んでいる。一方で、障害者雇用率、事業主として雇用を進めていくということになると、これまでずっとこういう形で外注を進めてきた、さらにその上で、仕事の切り出しということが出てくるので、そういった点で法定雇用立達成のところ、こうやって障がいのある方を任用するのは良いのだが、きちんと仕事をしただけ、やっただけ仕事の切り出しが非常に大きな課題となっており、教育委員会はもちろんだが、他の知事部局なども同じような状況である。

野津教育長 非公開宣言

—非公開—

議決第50号 令和6年度島根県公立学校教員採用候補者「一般選考試験」の実施について
(学校企画課)

——原案のとおり議決

議決第51号 令和5年度島根県教科用図書選定審議会委員の選任及び諮問について（教育指導課・特別支援教育課）

——原案のとおり議決

議決第52号 令和5年度教育委員会事務局等職員（管理職）の人事異動（事務職員等関連分）について（総務課）

——原案のとおり議決

報告第101号 令和5年度教育委員会事務局等職員定期人事異動（事務職員等関連分）について（総務課）

——原案のとおり了承

報告第102号 令和5年春の叙勲内示について（総務課・保健体育課）

——原案のとおり了承

野津教育長 閉会宣言 16時20分